

日常生活用具の給付品目に非常用電源装置を追加しました。

日常的に人工呼吸器など電気式の医療機器を使用している方に、災害時にも日常生活を継続するうえで必要となる電源装置の購入費用を助成します。

購入前に市へ申請が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。

1. 対象者

身体障害者（児）又は難病患者であって、在宅で人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群等のCPAP（持続陽圧呼吸療法）によるものを除く。）若しくは電気式たん吸引器を使用するもの又は医療保険における在宅酸素療法を受けるもの

2. 対象用具 ※耐用年数内でいずれか一種目

種目	機器要件	基準額	耐用年数
ポータブル電源(蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの	100,000円	5年
DC/ACインバーター (カーインバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介護者が容易に使用し得るもの		

3. 費用

基準額の範囲内で、原則購入費用の1割負担

※利用者が18歳以上の場合で、本人もしくは配偶者が市民税所得割額46万円以上の場合は制度の対象外となります。

4. 注意事項

- 対象種目については、ほとんどのメーカーが医療機器等の生命にかかわるような機器に直接接続して使用することは推奨していません。対象種目を直接接続すると、医療機器が故障する可能性があります。使用上の注意点について、事前に必ず医療機器業者に確認を行い、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどしてください。
- 購入した蓄電池等を使用したことで医療機器の故障や不具合を生じた場合に、市はその責任を負うことができません。ご承知おきください。
- 購入後は定期的にメンテナンスを実施し、適正に管理してください。ただし、蓄電池等の維持に要する費用（点検や整備費等）は助成の対象外です。

◎お問合せ

君津市福祉部障がい福祉課 障がい者支援係

TEL：0439-56-1181 FAX：0439-56-1220